

国産野菜周年安定供給強化推進事業 について（令和8年度）

- ※1 令和8年度政府予算原案をベースに、現時点での運用の見直しの考え方について整理したものであり、成立した予算の内容に応じて、事業内容等に変更があり得ます。
- ※2 本資料の最新版は、（独）農畜産業振興機構（以下「機構」という。）のホームページに掲載されているので、事業内容の確認、公募の検討をなされる際には、必ず、機構のホームページをご確認ください。

令和8年2月
農林水産省

①事業概要

- 本事業は、産地要件を満たす産地のうち、「**生産・流通体系の構築の取組**」と「**出荷期間の拡大のための取組**」及び「**作柄安定技術の導入のための取組**」、「**輸出先国の規制やニーズに適合した生産のための取組**」を一体的に行い、対象契約に従って長期的かつ安定的に出荷を行う産地を対象に、定額の面積払により支援する事業です。

対象品目

加工・業務用：たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（8～10月出荷）、セルリー（6～12月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（1～7月又は11～12月出荷）、キャベツ（11月又は1～5月出荷）、レタス（11～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10月出荷）、いちご（11～5月出荷）

生食用：かぼちゃ（11～6月出荷）、トマト（8～10月出荷）

輸出用：いちご、メロン

取組主体

農協連合会、農協、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

取組期間

3年間（目標年度は、採択された前年度から起算して3年後。成果目標については、P9参照）

産地要件

・面積要件

加工・業務用野菜、輸出用：10ha以上50ha以下（1品目当たり）

生食用野菜：5ha以上50ha以下（1品目当たり）

※（用途問わず）施設栽培の場合：5ha以上50ha以下（1品目当たり）

なお、対象品目において1年に複数回作付けを行う場合は、延べ面積で当該要件を満たす必要があります。

・戸数要件：事業参加農家5戸以上

※農地所有適格法人等の場合、定款等に記載された構成員（出資者）が5名以上

助成単価等

事業対象面積当たり、**15万円/10a**（事業計画上の取組を事業の取組期間（3年間）に計画的に実施することが要件）

※ 取組期間の1年目に15万円/10a（取組期間3年分の補助金）を交付します。
また、1品目当たり7,500万円（50ha相当額）が上限となります。

②-1 事業要件（加工・業務用及び生食用）

事業対象面積

本事業の契約に基づいた栽培面積であり、事業実施計画上の取組を行う面積（1年目の面積が上限）
※ 数量契約の場合は、契約数量を平均単収で割り戻した面積又は取組を行う面積のいずれか低い方が上限。
（対象品目において1年に複数回作付けを行う場合は、補助要件を満たすこととなった実面積以上50ha（実面積）以下）

対象取組

生産・流通体系の構築・ 出荷期間の拡大のための取組（3年間）

以下の取組を事業ほ場の全域で3年間全て実施

- ✓ 事業ほ場の設定
- ✓ 実需者等との一定期間の事前契約の締結
- ✓ 新規作型の導入
- ✓ 生産コストの低減
- ✓ 流通コストの低減
- ✓ トレーサビリティシステム等の活用
- ✓ 出荷量の安定に向けた取組

作柄安定技術の導入のための取組（3年間）

以下の取組を事業ほ場の全域で3年間で計画的に実施（1年目は3つ以上、2年目は2つ以上、3年目は1つ以上の項目を実施）

- ✓ 土層改良・排水対策
- ✓ 病害虫防除・連作障害回避対策
- ✓ 地温安定・風害対策
- ✓ 土壌改良資材施用
- ✓ 高温・渇水対策

※ 一つの取組内容が複数の対策に合致する場合、いずれか一つの対策として計上してください。
ただし、輪作体系等について、それぞれの目的で異なる作物を導入する場合は、それぞれの対策として計上できます。
取組状況については、作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

対象契約 （3年間）

実需者等との間で締結する次の条件を満たす契約

- ✓ 契約書等により、**事前（出荷前まで）に締結した契約**
- ✓ 契約期間、契約数量（面積契約の場合は当該面積）等を記載したもの
- ✓ 契約相手が中間事業者の場合、実需者を含めた3者契約
- ✓ 契約数量を大幅に増加（新規の場合を含む。）する場合、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないこと。

販売予定のないものは対象外です。
需要に応じた生産を行うようにしてください。



②-2 事業要件（輸出用）

事業対象面積

本事業の契約に基づいた栽培面積であり、事業実施計画上の取組を行う面積（1年目の面積が上限）
※ 数量契約の場合は、契約数量を平均単収で割り戻した面積又は取組を行う面積のいずれか低い方が上限。
（対象品目において1年に複数回作付けを行う場合は、補助要件を満たすこととなった実面積以上50ha（実面積）以下）

対象取組

生産・流通体系の構築・ 出荷期間の拡大のための取組（3年間）

加工・業務用及び生食用と同様の取組を事業ほ場の全域で3年間全て実施

作柄安定技術の導入のための取組（3年間）

加工・業務用及び生食用と同様の取組を事業ほ場の全域で3年間計画的に実施

輸出先国の規制やニーズに適合した 生産のための取組（3年間）

以下の取組を事業ほ場の全域で3年間で計画的に実施（1年目は2つ以上、2年目及び3年目は1つ以上の項目を実施）

- ✓ 輸出先国の植物検疫や残留農薬基準等に対応した防除等の導入
- ✓ 輸出先国向けの品種や栽培方法等の導入
- ✓ 効率的な輸出物流の導入
- ✓ 国際水準GAPや有機JAS等の認証取得等のための取組

対象契約 （3年間）

輸出を行う実需者等との間で締結する次の条件を満たす契約

- ✓ 契約書等により、**事前（出荷前まで）に締結した契約**
- ✓ 契約期間、契約数量（面積契約の場合は当該面積）等を記載したもの
- ✓ 契約相手が中間事業者の場合、実需者を含めた3者契約
- ✓ 対象品目が輸出用に利用されること

輸出を前提とした契約が
必須です！



③-1 生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組（例）

取組主体は、以下の7つの取組を事業ほ場の全域で3年間全て実施すること。
なお、実需者が従来品種・生産方法を求めているのであれば、要件を満たすものとする。

1. 事業ほ場の設定

- 契約書等により、用途（「加工・業務用」又は「生食用」、「輸出用」）を明らかにすること。
- 当該出荷数量より対象面積を算定する。（面積契約を含む。）
- 事業ほ場を特定し、当該ほ場において、住所等（ほ場を特定できる情報）、栽培品目及び本事業を実施している旨を掲示すること。

※ほ場での栽培及び各取組の開始から終了までの間掲示しておく必要があります。（作業日誌及び写真等で記録して下さい。）

2. 実需者との一定期間の事前契約の締結

- 「④対象契約について」（8ページ）参照。

3. 新規作型の導入

加工用専用品種の導入	実需者等の求めに応じた加工用に適した品種の導入。
新規作型の導入	出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入。
出荷規格の見直し	加工向けに適した出荷規格の設定、サイズ選別の有無。

4. 生産コストの低減

※3年間コスト低減が見込まれるもの

農業機械の導入	導入する機械を明記すること。
自動調製機の導入	葉切り、根切り等の機械本体に限る。
直播栽培の導入	えだまめ、かぼちゃ、キャベツ、たまねぎ、ねぎ、レタスに限る。

5. 流通コスト（出荷コストを含む。）の低減

※3年間コスト低減が見込まれるもの

大型コンテナの導入	用途に適した出荷形態の導入。
通い容器の利用	実需者からのリース及びレンタルを含む。

6. トレーサビリティシステム等の活用

- 構成員単位で特定できるものとする。

7. 出荷量の安定

予冷库・貯蔵庫の利用	予冷库・貯蔵庫の利用による産地側の一時ストックや、他社の予冷库・貯蔵庫のレンタルなど。
------------	---

③－２ 作柄安定技術の導入のための取組（例）

取組主体は、以下の取組を事業ほ場の全域で3年間で計画的に実施すること。

1年目は3つ以上、2年目は2つ以上、3年目は1つ以上の項目を実施してください。

1. 土層改良・排水対策

※土壌改良資材施用に含まれる取組は除きます。

天地返し	機械・人力によるもの。自主施工を含む（機械の購入のみは不可）。
心土破碎	
プラウ耕	
石れき除去	
暗きよ・明きよ	改修又は補修を行う場合も含む。
客土	
均平、傾斜均平	
高畝栽培	

2. 病害虫防除・連作障害回避対策

土壌消毒剤	通常の営農行為で用いる農薬は含まない。
種子・苗の消毒剤	
微生物資材	
発根・活着促進剤	
忌避灯等	防虫ネットを含む。
電撃殺虫機等	捕虫機、捕虫シートを含む。
輪作体系等	病害虫防除に資するもの（実際に輪作作物を作付けした年度のみ取組としてカウント可）。

3. 地温安定・風害対策

不織布	べたがけに用いるもの。
ダブルマルチ等	黒マルチ、白マルチを含む。
防風ネット	改修又は補修を行う場合も含む（施設の購入のみは不可）。

4. 土壌改良資材施用

たい肥	土壌分析や施肥基準等に基づく場合。
その他土壌改良資材	鉄鋼スラグ等。
地力増進作物等	実際に地力増進作物を作付けした年度のみ取組としてカウント可。

5. 高温・渇水対策

高温耐性品種の導入	
寒冷紗	遮光ネットを含む。
かん水パイプ等	かん水チューブを含む。
スプリンクラー等	立ち上がり部分まで導入している場合。リールマシンを含む（機械の購入のみは不可）。

③－3 輸出先国の規制やニーズに適合した生産のための取組（例）

取組主体は、以下の取組を事業ほ場の全域で3年間で計画的に実施すること。
1年目は2つ以上、2年目及び3年目は1つ以上の項目を実施してください。

1. 輸出先国の植物検疫や残留農薬基準等に対応した防除等の導入

物理的防除の導入	防虫ネットや反射資材、湛水栽培等
土壌消毒の実施	
天敵の利用	土着天敵の利用も含む。
フェロモントラップ	
輪作体系等	病害虫防除に資するもの。
防除暦の見直し	輸出先国の残留農薬基準値に適合した防除暦の作成

2. 輸出先国向けの品種や栽培方法等の導入

輸出向け品種の導入	実需者や輸出先国のニーズに合ったものに限る。
輸出向けの栽培技術の導入	高品質化や品質維持期間の延長等に資する技術の導入
品質安定技術の導入	5ページの3、4の事例も含む。
出荷期間の確保	栽培時期の前進化など、出荷可能期間を延長させるための取組

3. 効率的な輸出物流の導入

輸送時間の短縮	現行の流通方法に比べ、輸送時間の短縮が見込めるものに限る
大口ロット化	
鮮度・品質保持	コールドチェーンや鮮度保持資材、緩衝材の利用等
出荷規格の適正化	規格の統一やパレット化等

4. 国際水準GAPや有機JAS等の認証取得等のための取組

認証取得に向けた生産資材の導入	国際水準GAPや有機JAS認証等を取得するために必要な生産資材の導入
講習等の受講	認証取得のために必要な技術・知識等の習得に限る。 ※申請書等の作成、認定手数料の支払い等は含まない。

④対象となる契約について

※出荷前の契約締結が必要です。（3年間の取組事項）

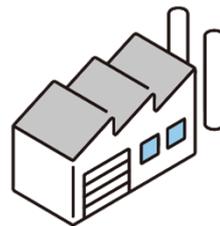
実需者が取組主体から直接調達する場合



取組主体



契約



実需者

実需者とは、食品製造事業者、
外食事業者、中食事業者、野菜
1次加工業者を指します。



取組主体が
加工を行わない
場合

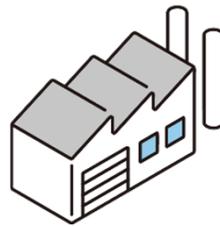
中間事業者が取組主体から買い受け又は委託を受けて実需者に販売する場合



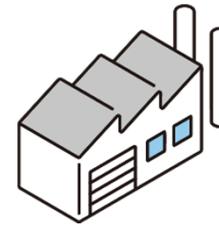
取組主体



買受又は委託



中間事業者



実需者等

3者契約

※対象品目が加工・業務用の場合、中間事業者がカット等加工を行ってれば、取組主体と中間事業者の2者契約でも可。

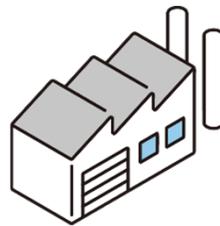
取組主体が
加工を行う
場合



取組主体



契約



中間事業者又は実需者等

取組主体が加工まで行う場合
は、取組主体と小売等の消費
者に直接販売する事業者との
2者契約も対象となります。



⑤成果目標

3年後の目標として、①及び②を設定。

① 対象出荷期間における出荷割合の確保

目標年度において、事業ほ場における契約取引の全体的出荷量のうち20%以上を対象出荷期間に出荷

② 対象出荷期間における出荷量の増加

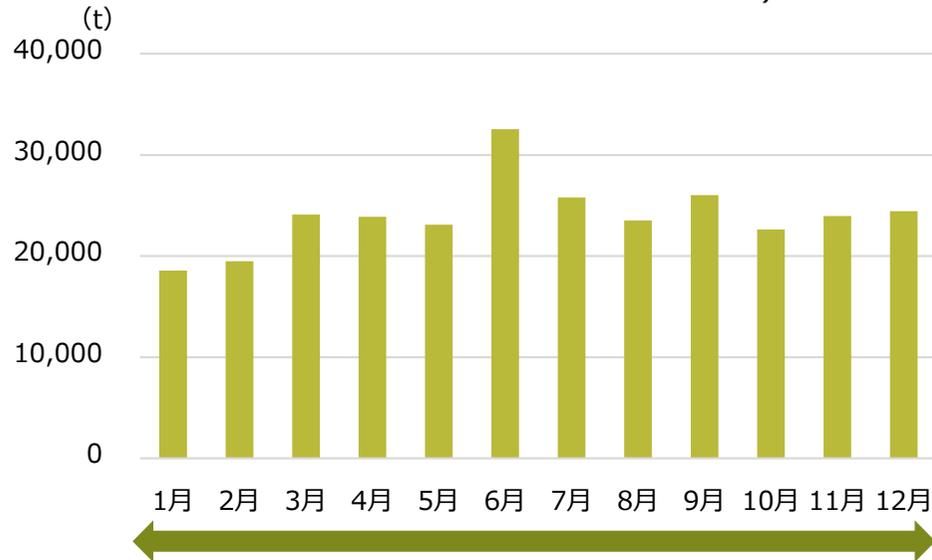
目標年度において、取組主体における契約取引による対象出荷期間の出荷量が、現状に比べて10%以上増加

○対象出荷期間の考え方：国内における輸入の多い期間（端境期）

↔：端境期

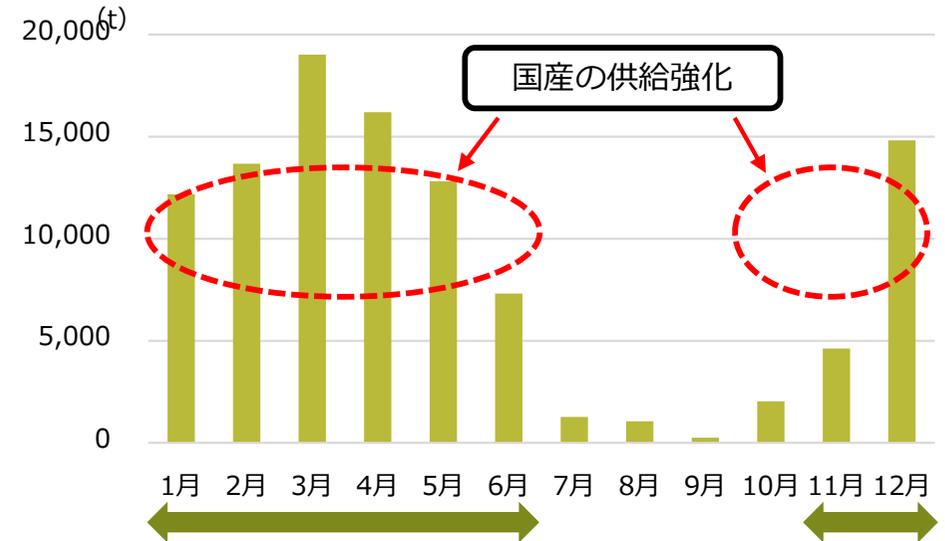
品目/月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(例) たまねぎ	対象出荷期間	↔											
(例) かぼちゃ		↔						↔					

(例) たまねぎの月別輸入量 (H28-H30)



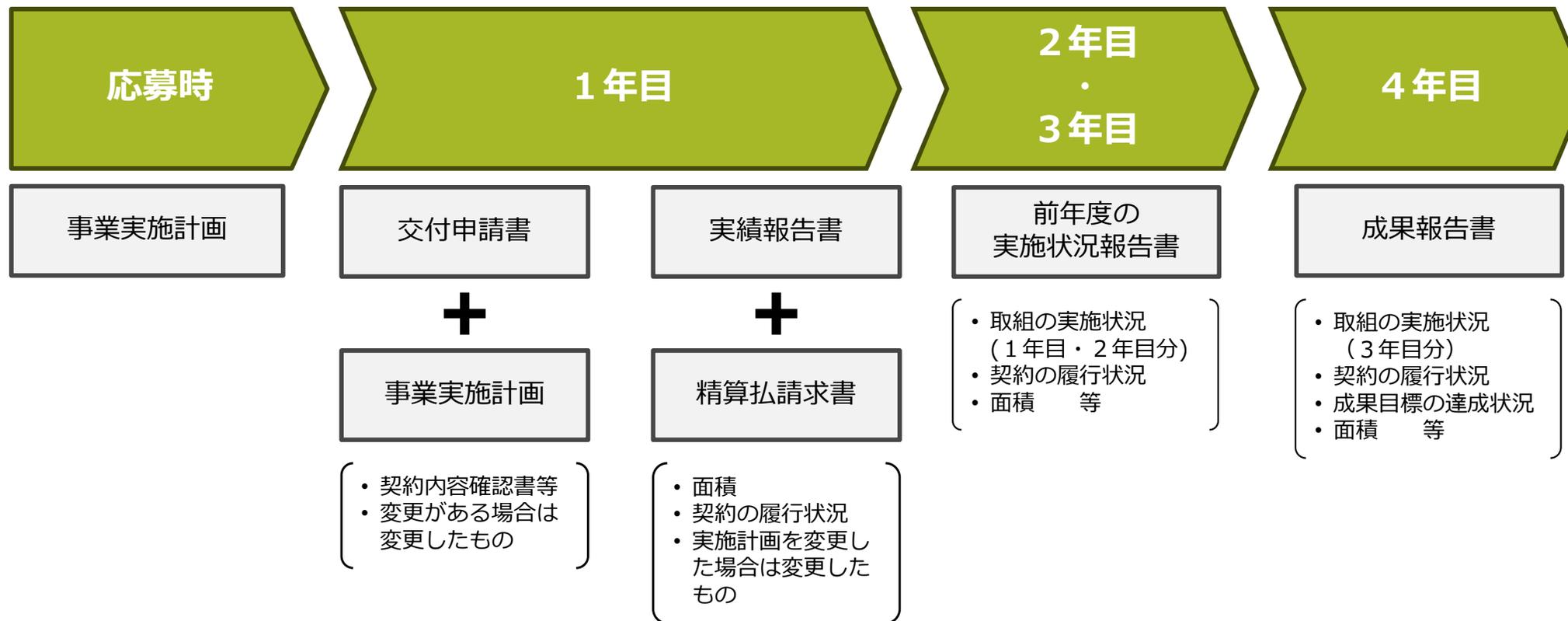
年間通じて一定量の輸入があることから通年が対象期間

(例) かぼちゃの月別輸入量 (H28-H30)



年間通じて時期により輸入の大小が顕著なものは、輸入の多い時期が対象期間

⑥主な手続

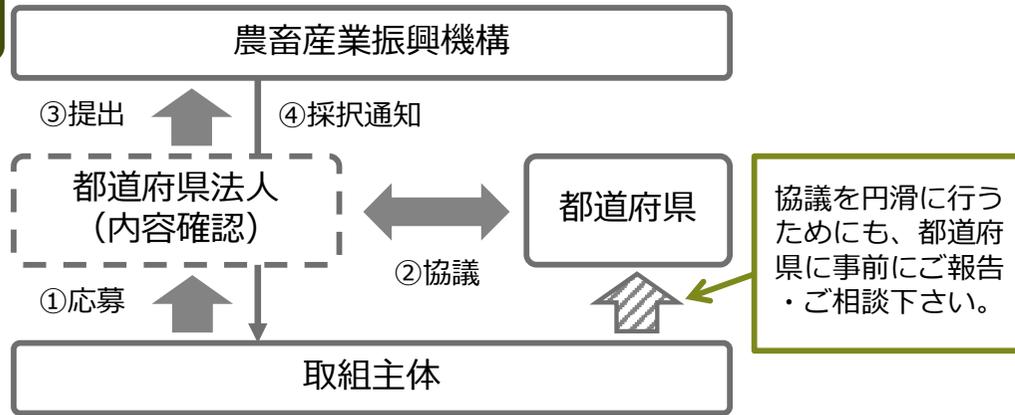


〈留意事項〉

- ✓ 交付申請時に添付する契約内容確認書等は、原則、交付申請を行う年度内に契約期間の始期となるものが対象となります。
※前年度から出荷が始まる場合でも、概ね全契約期間が交付申請を行う年度にあれば、前年度からのものを対象にできます。 <13ページ参照>
- ✓ 契約の履行状況については、1年目は実績報告、2年目～3年目は実施状況報告（成果報告）の際に報告が必要です。
※契約期間が年度をまたぐ場合は、当該年度末に事業が終了したとみなし、実績報告をしてください。
(契約履行が見込まれる必要があります。)
→ 出荷終了後、速やかに、契約の履行状況を報告してください。
- ✓ 事業計画上の面積から実施状況報告等の取組面積が減少した場合は、補助金返還となります。
※2年目: 5 + 3万円/10a、3年目: 3万円/10a

⑦事業スキーム ※都道府県ごとに事業実施計画（応募資料）の提出先等が異なりますので、機構HP等をご確認ください。

1. 事業実施計画の応募



取組主体

- 公募要領等に即して適切な計画を作成し、計画に即し、継続的・安定的に事業を実施していただきます。 関係機関、機構の指示等を遵守して下さい。

都道府県法人

- 取組主体から提出された書類が適当か、計画通り実施されているか等を確認し、機構に提出して下さい。
- 都道府県との情報共有をお願いします。

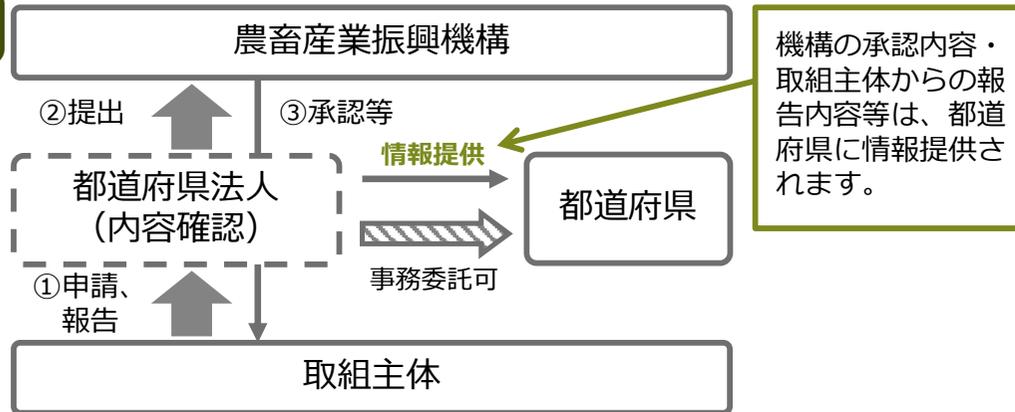
都道府県

- 事業実施計画の協議を受けることに加え、都道府県法人（又は機構）ではできない確認事務等の一部を受託するなど、本事業へのご協力をお願いします。
- 事前に取組主体からご相談があれば、ご対応をお願いします。

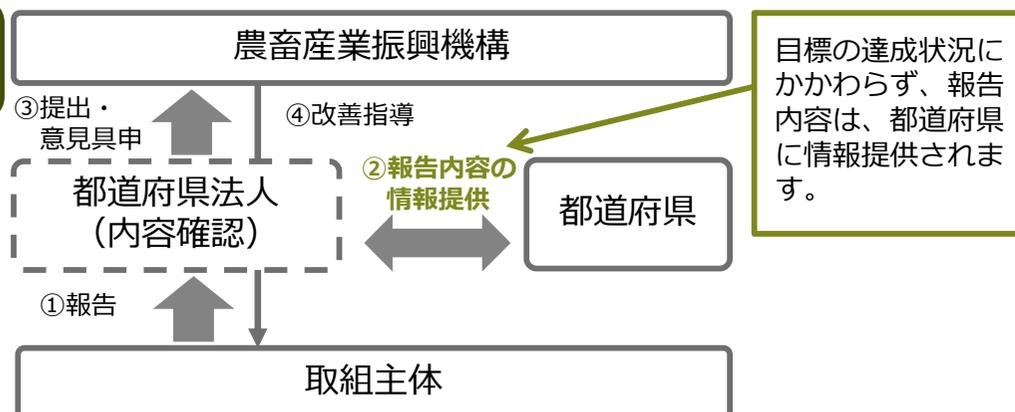
農畜産業振興機構

- 申請に基づき、取組主体に、直接補助金を交付します。（都道府県法人の事務費も同様です。）

2. 交付手続、実績報告



3. 事業実施状況報告、成果報告

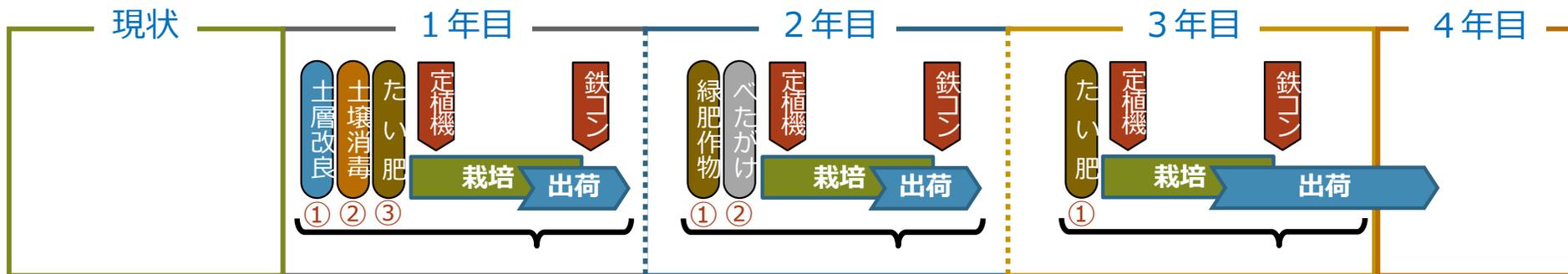


※ 1～2年目の取組による達成状況は「事業実施状況報告書」、3年目は「成果報告書」

⑧-1 各取組の実施時期 ※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌、写真等で確実に記録することが必要です。

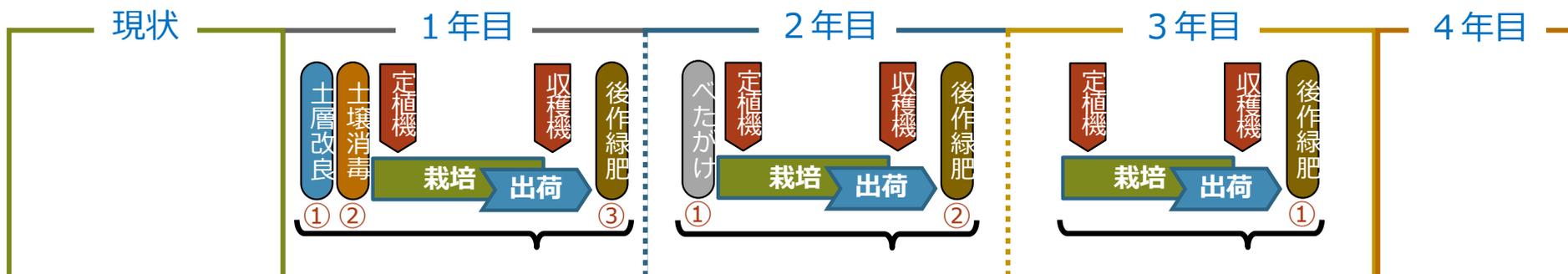
(a) すべての取組と栽培が同一年度で、当該年産の事前準備として作柄安定技術の導入のための取組が行われる場合 (基本形)

・・・ 契約期間終了後、実績を確定し支払い。



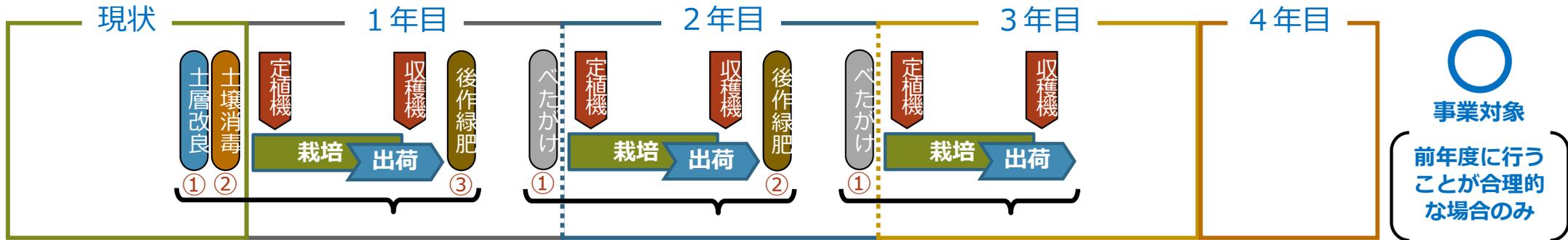
(b) 一部又は全部の作柄安定技術の導入のための取組が、後作として行われる場合

・・・ 取組の終了後、実績を確定し支払い。



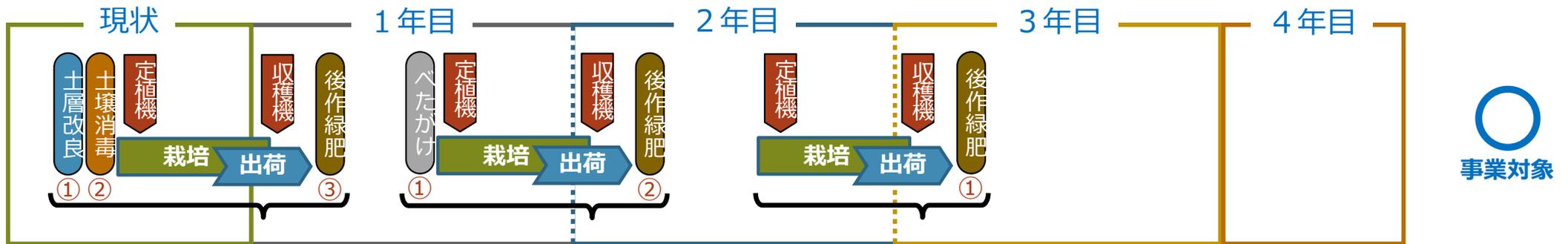
(c) 一部又は全部の作柄安定技術の導入のための取組が、出荷を行う年度の前年度に行われる場合

・・・ 取組及び契約期間の終了後、実績を確定し支払い。



(d) 前年度から出荷が始まるが、全契約期間の過半が交付申請を行う年度にある場合

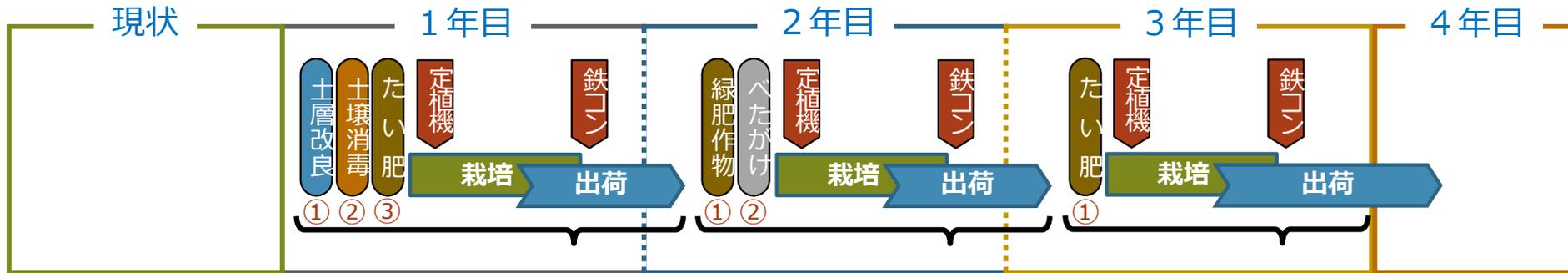
・・・ 全契約期間の過半が交付申請を行う年度にある場合、契約期間が前年度からのものを対象にでき、年度当初に交付申請。（cのとおり、取組が前年度のものも対象となります。）



⑧-3 各取組の実施時期 ※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌、写真等で確実に記録することが必要です。

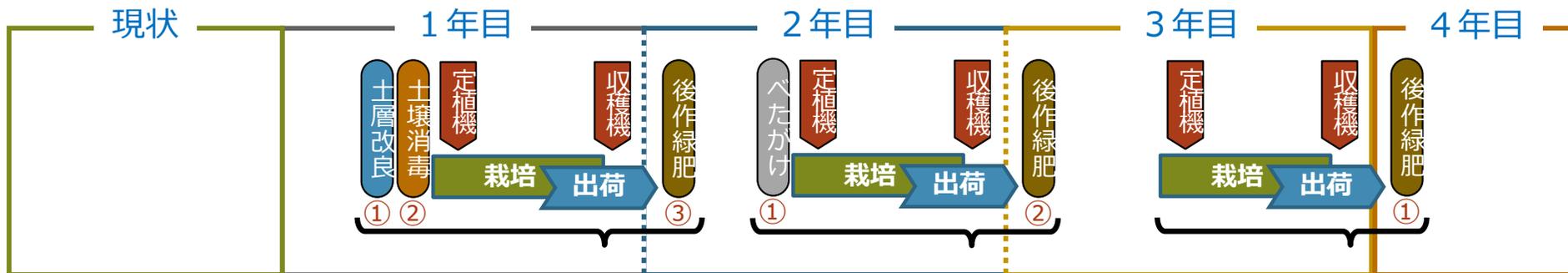
(e) 次年度まで出荷が続くが、全契約期間の過半が交付申請を行う年度にある場合

- ・・・ 契約期間の過半が交付申請を行う年度にある場合、契約期間が次年度まで続くものを対象にでき、年度末で実績を確定し、契約期間の終了後、契約履行状況を報告。



(f) 一部又は全部の作柄安定技術の導入のための取組が、出荷を行う年度の次年度に行われる場合

- ・・・ 契約期間の過半が交付申請を行う年度にある場合であっても、取組の実績が確定できず支払できないため、交付対象外。



⑨補助金返還等の考え方

事業実施計画上の取組が事業実施計画上の計画面積を下回る場合

【事業実施計画】

事業対象面積
A 畝

【実績報告時（1年目）】

事業対象面積
(A - α) 畝

α

1年目に
作柄安定等の取組が
行われなかった面積

補助金額
(A - α) × 15万円

【実施状況報告時等（2、3年目）】

(A - α) - β 畝

α

β

2年目以降に
作柄安定等の取組が
行われなかった面積

補助金返還額
β × (5 + 3) 万円 (2年目)
β × 3 万円 (3年目)
1年目の事業対象面積から減少した場合、
減少分に該当する補助金を返還

事業面積が減少した場合は重要な変更に該当しますので、計画変更手続が必要です。



※ 原則として事業対象面積が10ヘクタールを下回るときは、事業要件を満たさず、全額不交付（気象災害など取組主体の責によらない場合を除く。不正受給が判明すれば返還）。

事業実施計画に位置づけた契約を履行しない場合

【事業実施計画】

事業対象面積
A 畝

【実績報告時（1年目）】

事業対象面積
A 畝

補助金額 A × 15万円 → 不交付

補助金の全額不交付（1年目）
事業の中止

【実施状況報告時等（2、3年目）】

事業対象面積
A 畝

契約を（一部）
取りやめ、
他用途に転売

補助金額 A × 15万円 → 返還

補助金全額返還（2～3年目）
事業の中止

※ 気象災害など取組主体の責によらない場合を除く。（不正受給が判明すれば返還）。
※ 契約数量のうち対象出荷期間における契約数量が履行できない場合は除く。

⑩ - 1 加算ポイントについて

・ 公募手続等については、機構の公募要領に記載されていますので、必ずそちらをご確認下さい。

○事業採択に係るポイントの考え方（赤字の項目は新設・変更）

1. 事業ポイント（上限65ポイント）

2. 加算ポイント（上限43ポイント）

成果目標					
対象出荷期間における出荷割合の確保	※要件の確認事項のため、ポイント付与はなし。		(1) 生産者、中間事業者、実需者の連携体制等を示す周年安定供給計画を作成している場合	5ポイント	
対象出荷期間における出荷量の増加			(2) 高温・渇水対策に資する取組に取り組む場合	5ポイント	
現況ポイント（直近年） 直近年における応募者の対象品目の出荷量に係る契約取引面積	50ha以上の場合	20ポイント	(3) 水田農業高収益化推進計画と連携している場合	3ポイント	
	30ha	12ポイント	(4) 取組主体又は事業参加農家の全員が将来像が明確化された地域計画の区域内に位置付けられている場合	3ポイント	
	10ha	4ポイント	(5) 環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は有機農業の取組が位置付けられた地域計画の目標地図に位置付けられている場合	3ポイント	
	10ha未満	0ポイント	(6) 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合	4ポイント	
目標ポイント（3年後） 現状の契約出荷量に対する増加率	100%以上増加の場合	30ポイント	(7) 安定取引関係確立事業活動計画と連携している場合	3ポイント	
	80%	24ポイント	(8) 農福連携の推進に取り組んでいる場合	2ポイント	
	60%	18ポイント	(9) GAP認証を取得している場合	2ポイント	
	40%	12ポイント	(10) 輸出事業計画の認定を受けている場合	1ポイント	
	20%	6ポイント	(11) フラッグシップ輸出産地に位置づけられている場合	2ポイント	
	10%	3ポイント	(12) 対象品目が、国産への切替えを目指す上での重点品目に該当する場合	5ポイント	
	※契約取引の実績がない場合は10ポイント		(13) 新規参入の場合	5ポイント	
事業対象面積	50haの場合	5ポイント			
	30ha	3ポイント			
	10ha	1ポイント			
	5ha	0.5ポイント			
都道府県の政策上の優先度、支援の必要性	①政策上の優先度 都道府県法人ごとに5ポイント（応募1件追加ごとに1ポイント加算）の中から、優先度に応じて、1応募案件当たり最大5ポイントまで配分できる。 ②支援の必要性 都道府県の生産振興方針との合致の度合い等の観点から、1応募案件当たり最大5ポイントまで付与できる。		※1 成果目標及び事業対象面積に係るポイントについては、計算式により、小数点以下まで点数化されます。 ※2 都道府県法人と都道府県との協議等を通じて、提出書類の不備があったり、補助要件を満たさないことが確認されれば、成果目標及び事業対象面積ポイントが高くても採択されないにご注意下さい。 （このような場合、都道府県ポイントの配分対象になりません。）		

⑩ - 2 加算ポイントについて

○周年安定供給計画の考え方

生産者、中間事業者及び実需者が連携して行う対象品目の**周年供給の実施体制を示す周年安定供給計画**を作成している場合、**ポイントを加算**します。

実施体制

2以上の産地の生産者及び1以上の中間事業者又は実需者から構成されること。

各産地における供給期間

- ✓ 旬を単位にして連続している（旬の切れ目がない）こと。
- ✓ 複数の月にまたがっていること。

全体の供給期間

実施体制を構成する生産者の供給期間が全体で6か月以上となっていること。

計画に記載すること

- ✓ 対象品目
- ✓ 実施体制を構成する者の名称及び所在地。ただし、事業に参加しない生産者にあつては、所在する都道府県名。
- ✓ 実施体制を構成する者ごとのサプライチェーンにおける役割
- ✓ 実施体制を構成する生産者ごとの供給期間及び供給量
- ✓ 周年安定供給の実施体制図

実施体制のイメージ図

